

政策・土木交通通常任委員会
平成24年(2012年)3月12日
土木交通部住宅課

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により公営住宅法(昭和26年法律第193号)が一部改正され、同居親族要件が廃止されたことに伴い、単身入居できる特例を定めていた公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)の規定が削除されたことから、従来は政令の規定を引用していた老人等の特に居住の安定を図る必要がある者について、条例により引き続き単身入居を可能とするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 従来、政令で定められていた単身入居が可能な者の要件について定めることとします。(第4条関係)
- (2) 倍率優遇により入居を決定することができる者のうち、従来、政令で定められていた特に居住の安定を図る必要がある者について定めることとします。(第7条関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

◇滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第3条 略 (入居者資格)	第1条～第3条 略 (入居者資格)
第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(5) 略	第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(5) 略
2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項各号のいずれかに該当する者（同項ただし書に規定する者を除く。以下同じ。）のうち前項（第1号を除く。）に規定する入居資格を有する者は、県営住宅（規則で定める規格のものに限る。）に入居することができる。	2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者のうち前項（第1号を除く。）に規定する入居資格を有する者は、県営住宅（規則で定める規格のものに限る。）に入居することができる。
3 略	3 略
(入居資格者の特例)	(入居資格者の特例)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（令第6条第1項各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第1項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。	3 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（同条第2項の規則で定める者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
第6条 略	第6条 略
(入居者の選考)	(入居者の選考)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略

3 略
4 知事は、前項の場合において、入居申込者のうち
に令第7条各号のいずれかに該当する者で、次
の各号のいずれかに該当するものがあるときは、
別に定めるところにより入居者を決定するこ
とができる。

(1)～(3) 略

(4) 令第6条第1項第2号から第4号までまたは第
6号から第8号までに掲げる者

(5) 現に同居し、または同居しようとする者のうち
に令第6条第1項第2号から第4号までまたは第
6号から第8号までに掲げる者がある者

(6)～(7) 略

5 略

6 略

第8条以下 略

3 略
4 知事は、前項の場合において、入居申込者のうち
に令第7条各号のいずれかに該当するものがあるときは、
別に定めるところにより入居者を決定するこ
とができる。

(1)～(3) 略

(4) 第4条第2項の規則で定める者のうち、規則で
定める者

(5) 現に同居し、または同居しようとする者のうち
に前号に掲げる者がある者

(6)～(7) 略

5 略

6 略

第8条以下 略